

第9回まちづくり協議会を開催しました！

令和2年2月13日（木）に、第9回千住西地区まちづくり協議会を開催しました。9名の協議会員の皆さんが参加し、千住西地区での新たなプチテラス予定地（P.1参照）の話題を中心に、意見交換を行いました。



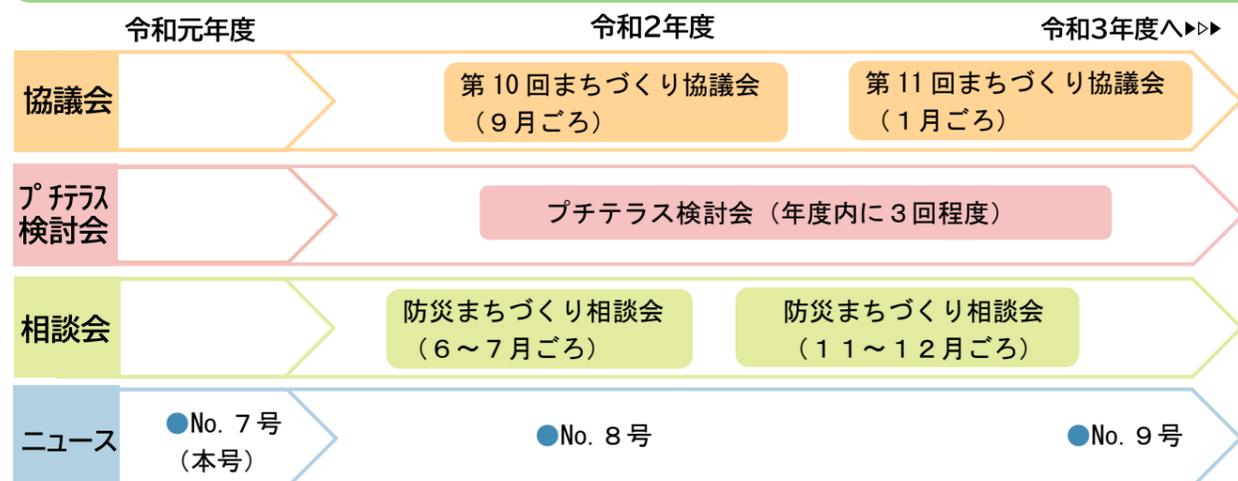
協議会当日の様子（千住柳町住区センター）

以下に、当日の意見交換での主なご意見を紹介します。

□当日の主なご意見

- Q.** プチテラス用地の大きさはどれくらいか。
- A.** 今回のプチテラス用地は約50㎡の面積であり、近隣の方々の共有の庭のような使い方が考えられます。使い方について、町会や敬老会、交通安全にかかわる方などの意見を聞きたいと思っています。また、保育園のお散歩ルートになる可能性もある立地なので、子育て世代の方や、保育園等の子育て関連施設の方の意見も聞きたいと思っています。
- Q.** 今は、学校や公園は周囲の人にとって迷惑施設になるということも聞く。その調整はどのようにする方針か。
- A.** プチテラスの近隣の方の意見を大事に計画づくりをしていきます。なお、既にプチテラスとしての開園実績がある千住仲町の地元の方々に、プチテラスができて実際にどうだったかを聞く機会を設けることも考えています。

□来年度の予定



お問い合わせ
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階
都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課 西部地域整備係 担当：上野、中村
電話：03-3880-5181（直通） FAX：03-3880-5605
メール：missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp



千住西地区

SENJU-WEST TOWN PLANNING まちづくりニュース

第7号
令和2年3月
足立区

災害に強いまちに向けた まちづくり進行中

密集事業※の1年目が終了しました！

※国土交通省住宅局所管の住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)及び東京都木造住宅密集地域整備事業を総称して「密集事業」と呼んでいます。

千住西地区では、2019年度から10年間、「密集事業」を導入し、災害に強いまちづくりのため、防災生活道路の拡幅整備を進めています。

この事業を用いて、今年度では6件の契約実績(右図の★)がありました。来年度以降も、継続して密集事業を進めていきますので、防災生活道路1~5号の沿道に建物等をお持ちの皆様で建替え・門塀等の改修を考えている方は、ぜひご相談ください。



「密集事業」の防災生活道路拡幅整備にご協力いただける場合

- 道路用地を区で買い取ります
- 建物・門塀等が道路拡幅計画線にかかる場合、区で補償します
- 道路用地の測量・拡幅工事は区で行います

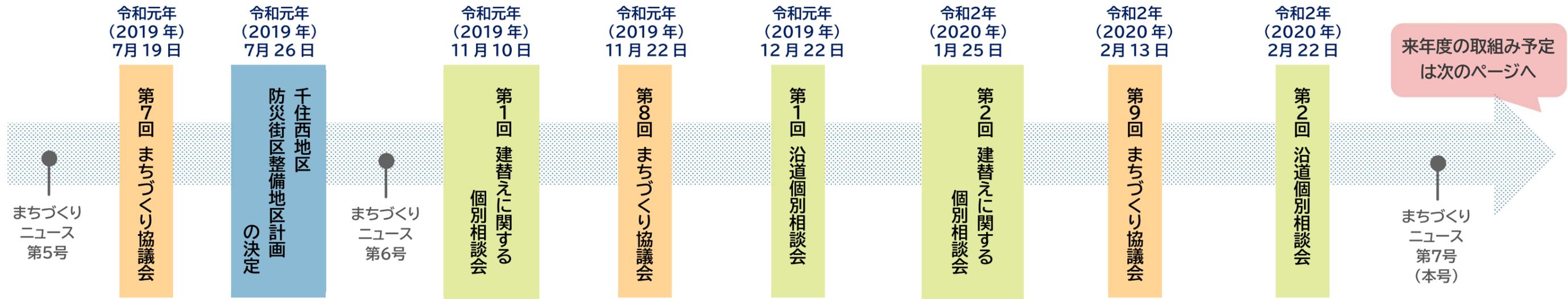
2019年度から10年間の事業です！

千住元町・千住柳町に、プチテラス予定地が決定しました！

上図の★で示した場所に、2件の新規プチテラス用地が決定しました。プチテラスとは、近隣の皆さんが利用できる防災上有効な小さな広場です。プチテラスの設計や使い方などは、今後地元の方の意見を聞きながら計画を作っていきます。



今年度の千住西地区の取組みをふりかえります



千住西地区防災街区整備地区計画によるまちづくりのルールが決定しました

地区計画の対象区域 (下図の青枠 □ で示す範囲)



災害に強く安全・安心で住み続けられるまちを目指して、区民の方々と検討を行い、令和元年7月26日に、まちづくりのルールである防災街区整備地区計画が決定しました。

詳しいルールの内容は、足立区ホームページにて、まちづくりニュース第6号、及び地区計画パンフレット(事業者向け)で確認することができます。

QRコードをスマホのカメラで読み取ると簡単にアクセスできます！



地区計画パンフレット「千住市西地区のまちづくり」



「建替えに関する個別相談会」・「沿道個別相談会」を開催し、個別の状況に応じたご相談にお答えしました

千住西地区全域を対象とした「建替えに関する個別相談会」、6mに拡幅予定の防災生活道路沿道の方を対象とした「沿道個別相談会」を各2回ずつ開催しました。以下に、主なご意見を紹介します。

千住西地区全体に関する主なご相談内容

- Q. 道路に面していない敷地に住んでいるが、建替えはできますか？
- A. 単独で建替えるためには、道路に面するようにしていただく必要があります。周囲の方と、共同建替えや街区プランを作成して考えることを考えてみてはいかがでしょうか。
- Q. 1つの敷地を、2つに分割して登記している場合、敷地面積の最低限度はどのようになるのでしょうか？
- A. 登記されている土地が、それぞれ 83 m²以上であること等が条件となります。詳しくは資料等をご持参のうえ、窓口にお問い合わせください。

防災生活道路沿道に関する主なご相談内容

- Q. 道路拡幅で、どれくらい後退しなければならないのか知りたいです。
- A. 2020年3月に測量調査が完了し、その後、概ねの後退線を窓口でお知らせできるようになります。事業にご協力いただける場合は、補償算定を行っていきます。
- Q. 道路拡幅には期限はあるのですか？
- A. 道路拡幅は強制ではなく、次の建替えの際にご協力していただく事業です。今年度から10年間の予定で密集事業による土地買収等を行っています。

千住西地区まちづくり協議会を昨年度に引き続き開催しました

今年度は、まちづくり協議会を3回開催しました。防災に強いまちを実現するためのノウハウの共有や、参加者の皆さんで活発な意見交換を行いました。



▲意見交換の様子(第7回協議会)



▲感震ブレーカー助成制度案内(第8回協議会)